

世田谷区スポーツビジョン

《令和6年度～13年度》

スポーツで 元気あふれる 世田谷

～「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」～



公益財団法人
世田谷区スポーツ振興財団
Setagaya Sports Promotion Foundation

目 次

第1章 世田谷区スポーツビジョンの策定にあたって

1. 策定の経緯と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

1. 国や都の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 区での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 区を取り巻く社会情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 世田谷区における財団の取り組みと実績・・・・・・・・・・ 6

第3章 本計画の基本的な考え方

1. 基本理念について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 基本目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 成果指標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 本計画における施策（令和6年度～9年度）

- I スポーツによる地域の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - I-1 地域や区内大学等との連携・協働・・・・・・・・・・ 14
 - I-2 中学校部活動の地域連携・地域移行の推進・・・・・・・・ 15
 - I-3 「支える」人材の発掘・育成と活用・・・・・・・・・・ 16
 - I-4 スポーツ・レクリエーション関係団体等との連携・・ 17
- II ライフステージに応じたスポーツの推進・・・・・・・・・・ 18
 - II-1 子どものスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・ 18
 - II-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進・・・・・・・・ 19
 - II-3 高齢者の生きがい・健康づくりに向けたスポーツ活動の推進・・ 20
 - II-4 障害者のスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・ 21
 - II-5 多様なライフスタイルに応じた事業の推進・・・・・・・・ 22
 - II-6 戦略的な広報・広聴活動の推進・・・・・・・・・・ 23
 - II-7 地域への事業展開の推進・・・・・・・・・・ 24
- III 安全・安心で快適なスポーツ施設の運営・・・・・・・・・・ 25
 - III-1 災害に強く安全性の高い施設づくり・・・・・・・・・・ 25
 - III-2 快適な施設利用の推進・・・・・・・・・・ 26
 - III-3 地域に貢献する施設運営・・・・・・・・・・ 27

第5章 計画の推進体制

- 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第1章 世田谷区スポーツビジョンの策定にあたって

1. 策定の経緯と趣旨

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団(以下、「財団」といいます。)は、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活をおくることができる「生涯スポーツ社会」の形成に寄与することを目的として平成11年2月に設立されました。

設立以来、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」身近なところでスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、幅広くスポーツ・レクリエーションの普及・振興に努めております。

財団では、平成14年に「世田谷区スポーツビジョン21」を策定し、現在はその第2期にあたる「世田谷区スポーツビジョン」(平成26年3月策定)(以下、「前計画」といいます。)に基づいて、区民のスポーツ推進策として様々なスポーツ事業を総合的・体系的に展開しております。

この間の大きな出来事としては、令和3年に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京 2020 大会」といいます。)が1年の延期を経て開催されました。また、令和元年末から発生した新型コロナウイルス感染症によるパンデミックにより、国民の健康意識や生活様式の変化に加え、様々なデジタル化が飛躍的に加速しました。さらに、SDGsをはじめとした環境問題に対する国民意識の高まりなど、日本の社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、少子高齢化による人手不足や日本に居住する外国人の増加、一人ひとりの価値観を認める多様性の尊重など、社会環境は大きく変化してきています。

令和6年3月、前計画の計画期間の終了を迎えるにあたり、社会情勢の変化や区内スポーツの現状・課題を踏まえ、これから先、更なる健康長寿社会への取り組みや共生社会の実現、スポーツによる地域の活性化など、区民のスポーツ活動を推進するために取り組む施策の方向性を示した「世田谷区スポーツビジョン(令和6年度～13年度)」(以下、「本計画」といいます。)を策定しました。

本計画は、前計画の理念を継承し、令和6年4月からの世田谷区の新たな「世田谷区スポーツ推進計画」と整合性を図りつつ、「生涯スポーツ社会」の実現に向けた持続的な事業展開のために、財団が取り組むべき施策の指針となるものです。



世田谷 246 ハーフマラソン



SETAGAYA SPORTS フェスティバル

2. 計画の位置付け

本計画は、「生涯スポーツ社会」の実現のため、財団が取り組む各種施策の方向性を示す基本的な指針です。なお、国の「スポーツ基本計画」をはじめとしたスポーツ関連計画を踏まえ、「世田谷区スポーツ推進計画」と深いつながりを持つものとして位置付けます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、「世田谷区スポーツ推進計画」に合わせて令和6年度から令和13年度までの8年間の計画としています。また、年次計画については、前期4年間を対象に策定し、後期4年間については計画の進捗を踏まえて別途検討します。

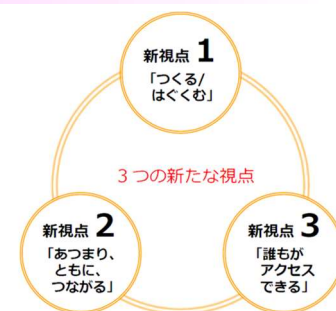
年度	~R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14~ 2032	
財団		世田谷区スポーツビジョン(令和6年度~13年度)									
区		世田谷区スポーツ推進計画(令和6年度~13年度)									
国	スポーツ基本法(H23~)										
		スポーツ基本計画(R4~R8)									
都	東京都スポーツ推進総合計画(H30~R6)										

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

1. 国や都の動向

(1) 国のスポーツ基本計画(第3期:令和4年度～8年度)

“スポーツ”は、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つことを基本とし、新たな“3つの視点”を取り入れ、スポーツを通じた地域活性化や健康長寿社会の実現など「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めていく必要があるとしています。



出典)文部科学省スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画の概要(詳細版)」より引用

1. 「つくる/はくむ」

- ・多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ・自主性・自律性を促せるような指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ・スポーツ界における DX の導入

2. 「あつまり、ともに、つながる」

- ・スポーツを通じた共生社会の実現
- ・スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じたスポーツ体制の強化
- ・スポーツを通じた国際交流

3. 「誰もがアクセスできる」

- ・地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- ・アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実
- ・本人が望まない理由でスポーツを途中であきらめることがないような継続的なアクセスの確保

(2) 都のスポーツ推進総合計画(平成30年度～令和6年度)

「スポーツ都市東京」の実現に向けて、平成30年に策定された計画では、スポーツがもたらす効用・効果に着目し、体力の向上や健康の維持・増進等を通じた健康長寿の達成、他者を尊重し協同する精神の育み等を通じた共生社会の実現、そして地域・経済の活性化を実現するという“3つの政策目標”を掲げています。

政策目標
01

1. スポーツを通じた健康長寿の達成

都民の誰もが、気軽にスポーツに親しむことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活しています。

政策目標
02

2. スポーツを通じた共生社会の実現

障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生しています。

政策目標
03

3. スポーツを通じた地域・経済の活性化

都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツの楽しさを実感できるサービス等を提供し、地域や経済が活性化しています。

2. 区を取り組み

◆世田谷区スポーツ推進計画の策定(令和6年度～13年度)

区では、今後10年先を見据えた8年間のスポーツ推進にあたり、ひともまちも「スポーツで 元気あふれる 世田谷」を計画の基本理念に掲げ、“3つの基本目標”を打ち出しています。

基本目標 1. スポーツを通じて生活の質を向上させ、生きがい・健康づくりを支えます

◆生活のあり方の多様化に適したスポーツにより、生活の質(クオリティ・オブ・ライフ)を向上させ、生きがいの創出や健康づくりを支えることを目指します。

〈重点的な取り組み〉生涯スポーツの推進

スポーツや運動は、ライフステージやライフスタイルに応じ、関わり方や取り組み方は変化していきます。スポーツや運動を習慣とするために子どもの頃から楽しむことができる環境づくり、親子や多世代で参加できるスポーツイベントの実施、身近な場でスポーツに参加できる機会の創出に取り組みます。

基本目標 2. スポーツを通じてコミュニティを形成し、共生社会の実現を目指します

◆スポーツへの参画を促して、地域のコミュニティを形成します。また、障害の有無、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍等を問わず、全ての人が分け隔てなく共にスポーツに参加できるよう、ユニバーサルスポーツの推進により、共生社会の実現を目指します。

〈重点的な取り組み〉スポーツによる交流の推進

東京2020大会をきっかけとしたパラスポーツ推進の取り組みにより、区民のパラスポーツへの理解は深まっています。この気運を一過性にすることなく、誰もが取り組めるパラスポーツの更なる普及と多様性に応じたスポーツ事業のユニバーサル化等により、スポーツによる交流の推進に取り組みます。

基本目標 3. スポーツを通じて地域を活性化し、活力あるまちづくりを進めます

◆スポーツやスポーツ環境の整備を通じて、産業振興・まちづくりへの戦略的な活用、SDGsへの貢献など、地域活性化を目指します。また、身近にスポーツに親しめるよう地域のスポーツを支えるため、関係機関の連携やコーディネート、担い手の育成を図ります。

〈重点的な取り組み〉スポーツ環境の整備

区では、平成28年に「世田谷区スポーツ施設整備方針」を策定し、目指すべき区立スポーツ施設の整備の考え方を示しました。また、「世田谷区スポーツ推進計画(平成26年度～令和5年度)」の事業計画である「前期年次計画」「後期年次計画」「調整計画」で具体的な整備計画を明らかにし、拠点スポーツ施設である上用賀公園拡張事業計画や地域スポーツ施設である和田堀給水所上部利用のスポーツ施設の整備計画を進めています。今後も引き続き、現在進めている拠点スポーツ施設や地域スポーツ施設の整備に加え、大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備計画など、場の整備を重点的に取り組むとともに、身近な場での運動の機会が確保できるよう環境整備を進めます。

3. 区を取り巻く社会情勢

◆区民のスポーツ活動を推進するため、社会経済や市場の動向を踏まえ、時代やニーズに合わせたスポーツしやすい環境づくりや施策を展開する必要があります。

(1) 世田谷区の人口の推移

区内の人口は、令和3年には約92万人でしたが、その後減少に転じ、令和5年1月時点では、915,439人となっています。将来人口推計では、今後緩やかな増加に転じ、令和24年に937,270人に達した後、緩やかな減少に向かう見通しです。また、外国人人口は令和5年現在2万人を超えており、今後も増加傾向にある状況です。

(2) 超高齢社会

日本は「超高齢社会」に突入しており、医療や福祉の人材不足、社会保障の財源不足などが深刻な課題となっています。世田谷区においても、日常的なスポーツ活動や健康・福祉の充実などによる健康寿命の延伸が大変重要です。

(3) ライフスタイルの変化

単身世帯・子育て世帯・年齢など、個々人の状況によって運動のニーズや目的は変化します。競技性や体力・健康づくり、ストレス発散など目的は様々であり、環境・場所・時間などニーズや目的に応じてスポーツや運動を行える環境が必要となっています。

(4) コロナ禍を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、人々の健康への意識が変化し、新たな生活様式やテレワークによる働き方などライフスタイルも大きく変化しました。また、その中で生活や経済活動維持の観点から、社会全体のデジタル化が急速に進展しています。

(5) 部活動の地域移行

少子化が進むなか、中学校部活動の地域移行によって、生徒の継続的なスポーツ活動の機会の確保が求められています。地域団体や外部指導員による中学校部活動の運営、総合型地域スポーツ・文化クラブとの連携など、区立中学校29校の運動部活動が安定的に継続できる体制を構築する必要があります。

(6) DXの推進

ICT活用など最先端技術の導入は、スポーツ施設の利用受付の簡素化などスポーツしやすい環境を整え、スポーツをする機会の増加に繋がることが期待できます。また、“VR”技術を活用したスポーツ体験のほか、オンラインでのトレーニング動画の配信など、普段スポーツをしない人に向けた施策への活用が期待できます。

(7) SDGsの推進

世界共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)では、誰一人取り残さないという目的のもと「多様性」を認め合い、誰もが分け隔てなくスポーツ・運動に取り組み、心身の健康づくりが出来るようにしていく必要があります。

4. 世田谷区における財団の取り組みと実績

◆今後 8 年先まで見据えた「世田谷区のスポーツ施策の方向性を示す指針」として、新たなスポーツの実施計画を策定するにあたり、前計画での取り組みの総括として、その目標と実績のほか、評価と課題について記載します。併せて、前計画期間における財団の事業実績を記載します。

(1) 前計画「世田谷区スポーツビジョン」の総括(平成26年度～令和5年度)

①地域スポーツの推進

<目 標>

「地域スポーツの推進」を担う世田谷区の豊かな「人材」を活用し、区民が主体となってスポーツ活動ができる機会を提供します。

<実績等>

総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援では、令和6年3月現在9つあるクラブ間の交流会やクラブと区・教育委員会・財団の四者での情報交換を中心とした連絡会を開催するなど、連携強化や情報共有に取り組んでいます。また、各クラブのニーズに応じた支援策として講師等謝礼の助成を追加するなど、各クラブの安定的な活動のための支援充実を図っています。

財団の賛助会員(区内スポーツ・レクリエーション団体)に対しては、「世田谷区民体育大会」、「区民スポーツまつり」、「世田谷246ハーフマラソン」など各種事業への協力依頼のほか、財団が教育委員会や学校に働きかけ、賛助会員の活動の場の確保のための区内学校施設の利用調整を行うなど活動を支援しています。

地域との連携では、スポーツ推進委員はもとより、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター等の行政機関や、町会・自治会、学校、NPO法人、福祉・医療機関等との連携強化に努めています。これまで、「船橋ふれあいまつり」、「きたざわまつり」、「奥沢地区まつり」などの地域イベントへの参加や、「介護予防講座」、「元気なシルバーいきいきトレーニング」などの高齢者事業、国立成育医療研究センターや世田谷区立保健医療福祉総合プラザ「うめとぴあ」と連携したパラスポーツ事業など、身近な場所でスポーツができる機会の拡充に努めています。また、中学校部活動地域移行のトライアル事業では、教育委員会や賛助会員・大学等との連携、スポーツ経験を有する財団職員の活用を行うなど、財団がコーディネーター役となって推進しています。

<評価と課題>

地域スポーツの推進では、各地域においてスポーツ活動を行う機会や場を増やし、地域団体や大学などの支援や協力を得て、地域が主体的に活動できる環境を整えることに取り組んできましたが、地域でのスポーツ活動が継続的に行われることを支援していく必要があります。財団では、地域の特性に応じた様々なスポーツ事業を展開し、スポーツを通じた地域交流活動を増やして、元気で健康な区民生活を支え、スポーツによって活気ある地域づくりに寄与していきます。

②ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

<目標>

子どもたちの体力づくりとスポーツに親しむ習慣づくりや、成人のスポーツ実施率の向上のほか、高齢者や障害者のスポーツ活動を推進し、財団ならではの様々な事業を展開して、各種事業参加者並びに、施設利用者の拡大を図ります。

<実績等>

子ども対象の事業では、「世田谷ジュニアアカデミー」において、新規種目「新体操アカデミー」を開講しています。「スイミングアカデミー」、「器械運動アカデミー」では会場・曜日を増やすなど、ニーズに応じた拡充を実施しました。また、運動を“しない”子どもへのアプローチとして、笑って楽しみスポーツに触れる「FUN AND SMILE SPORTS」など視点を変えた事業を実施し、子どものスポーツ活動の裾野を広げています。

成人対象の事業では、トランポリンを用いたエクササイズ「UBOUND」、「個人参加型フットサル」など、新たな魅力あるプログラムを展開するとともに、文化とスポーツを掛け合わせた「はじめてのフラメンコ×スペイン語」、「茶道とヨガ」の教室なども実施しています。また、「レディースフットサル」、「本気のボディメイクプログラム」や、託児サービス付の事業を継続的に実施するなど、女性のスポーツ参加を促しています。

高齢者を対象とした事業では、世田谷区社会福祉協議会と連携した「生活」「文化」「運動」に係るプログラム「なごみの広場ちとふな」を千歳温水プールで実施しています。また、健康維持と地域交流を目的に、「春・秋から始めるラジオ体操」やラジオ体操連盟と連携した地域の公園での事業など、身近な場所で気軽に参加できる事業を展開しています。

障害者対象事業では、障害者のための運動・水泳教室に加え、ボッチャをはじめとするユニバーサルスポーツの普及事業や各種パラスポーツの体験会などを実施し、誰もが気軽に身体を動かせる機会を拡充しています。また、財団が実施するパラスポーツ事業の広報拡充に向けHPに専用ページ「ゆにすぽナビ」を開設し、障害者のスポーツ活動を支えるボランティア登録制度「ゆにすぽサポーター」を活用したパラスポーツの講師派遣事業「ゆにすぽデリバリー」などにより、身近な地域で体を動かせる機会の拡充を図っています。

オリンピックレガシー事業では、オリンピック・パラリンピック教育推進校へのメダリスト等の派遣や、みるスポーツとして車いすバスケットボールのエキシビジョンマッチを実施しています。

広報の充実策としては、従来からの紙面やHPでの広報活動に加え、LINEでの事業周知やYouTubeでの各種事業・施設紹介、X(旧Twitter)での最新情報の提供など各種SNSを活用し、時代の変化や各世代に応じた情報発信を行っています。

<評価と課題>

財団ではこれまで、年代や生活環境・時代のニーズに合わせた各種事業を実施してきました。多様化する区民ニーズに対応するため、スポーツを「する」人の活動を支え、スポーツを「しない」人への働きかけやきっかけづくりを増やしてスポーツに親しむ環境を創り出し、ライフステージに応じたスポーツ活動の充実を図っていく必要があります。

③安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充

<目標>

スポーツ施設の安全・安心かつ快適な利用環境を創出し、安定的な管理運営及び新たな管理施設の獲得を目指します。

<実績等>

施設の更なる安全体制の構築に向けては、組織全体の「危機管理基本方針」、施設毎に作成する「安全管理マニュアル」により、日常的な安全対策から大規模災害にも備えた施設運営を行っています。施設従事者への安全管理教育をはじめ、自衛消防訓練や区と連携した危機管理訓練を定期的に実施するなどの各種事故防止策に努めています。令和元年の台風19号においては、二子玉川緑地運動場全面冠水の甚大な被害を受けましたが、賛助会員によるボランティア活動や区と連携した工事により全面復旧を促進しました。新型コロナウイルス感染症における対応では、3密対策の徹底や非接触での受付・支払手法を導入した施設運営などの感染対策の徹底により、可能な限りの施設運営を継続しました。

施設の快適性向上に向けては、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進に取り組み、各種教室においては、オンラインでの申込・受付・決済システムを構築・運用しています。

施設運営においては、Webによる受付順番待ちシステムや駐車場混雑情報のHP掲載、利用料金の電子決済システム等を取り入れ、利用者の利便性向上策を進めています。

接遇能力の向上に向けては、施設従事者研修及び各施設にてフォローアップ研修を実施し、「おもてなしの心」や基本的なマナー、クレーム対応などに関する指導・教育体制を整えています。

平成31年2月からは「希望丘地域体育館」が新規開設し、近隣の千歳温水プールと連携した管理運営を行っています。令和4年1月からは世田谷区給田にある第一生命保険株式会社グランド跡地に「J&Sフィールド」が新規開設し、日本女子体育大学との共同での管理運営を行っています。同年11月からは同敷地内にある「第一生命相樂園テニスコート」の一般開放を行っています。

<評価と課題>

外部評価や利用者満足度調査、覆面調査などの評価検証を取り入れ、更なる質の向上に努めています。公益財団法人日本スポーツ施設協会による指定管理者外部評価では、令和3年度より総合運動場、大蔵第二運動場、千歳温水プールの全施設で”AAA”の評価を3年連続で受けています。利用者満足度調査や覆面調査では、利用者ニーズや接遇状況を定期的に把握し改善に努めています。

今後新設される「上用賀公園拡張計画地スポーツ施設(予定)」については、財団が培ってきた施設の管理運営ノウハウやネットワーク、地域との連携体制などを活かせるよう、関わり方等について区と協議を重ねていく必要があります。

区のスポーツの拠点施設である総合運動場・大蔵第二運動場では、老朽化による再整備が計画される中、20年を超える管理運営ノウハウを最大限に発揮し、区と一体となり計画策定を行っていきます。

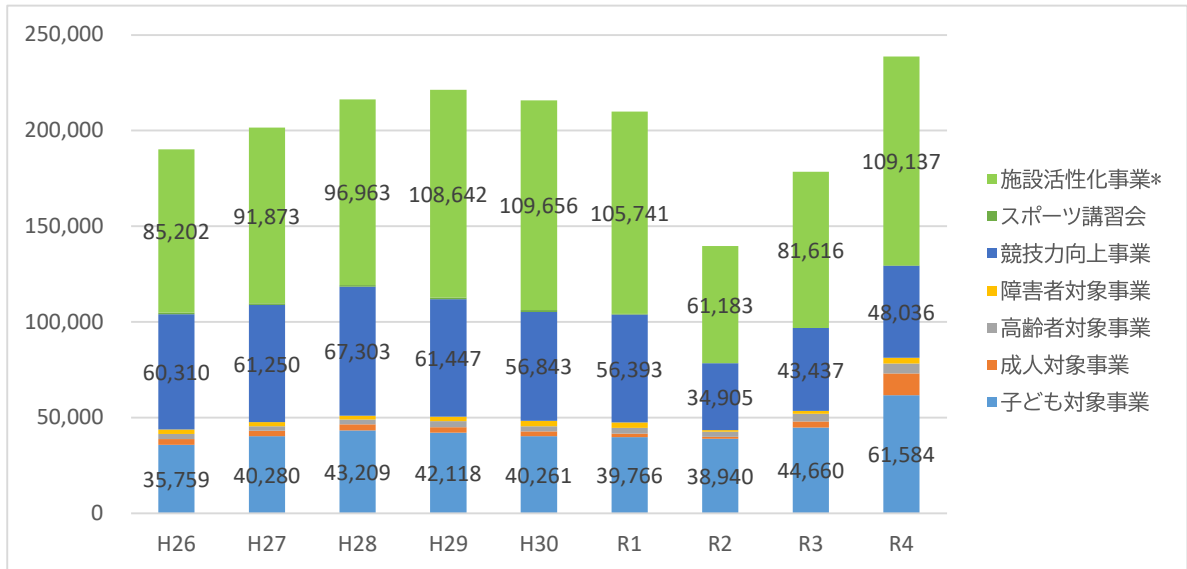
(2) 財団の事業実績

財団が、これまで区内で実施・展開してきたスポーツ事業等の状況として、前計画の期間(平成26年度～令和5年度)のうちの9年間の実績の推移は以下のとおりです。コロナ禍(令和2～3年度)では事業参加者数及び施設利用者数の大幅な減少があったものの、令和4年度には回復し、期間中は増加傾向で推移しています。

①各種スポーツ教室及び各種スポーツイベントの参加者数

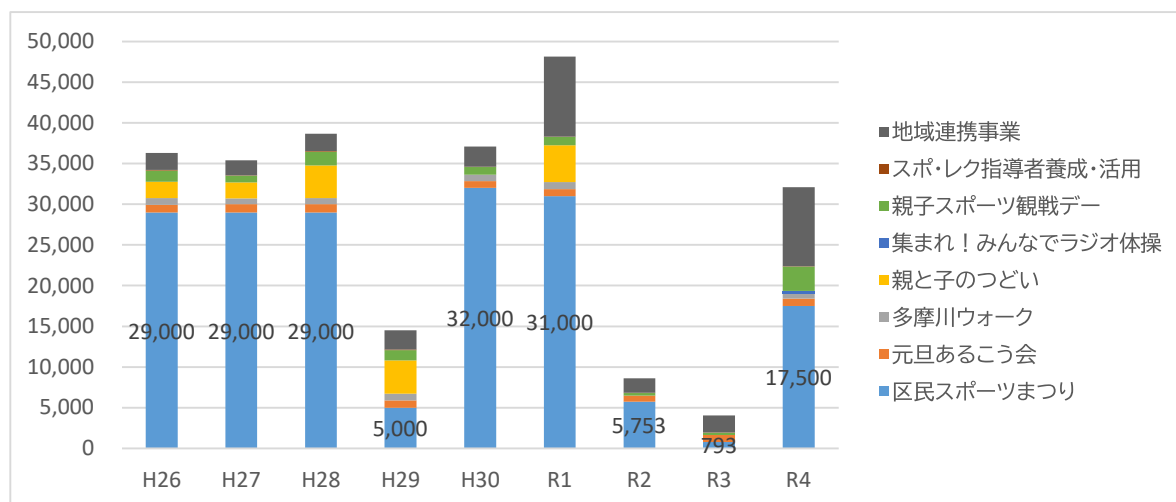


②各種スポーツ教室の事業種別ごとの参加者数

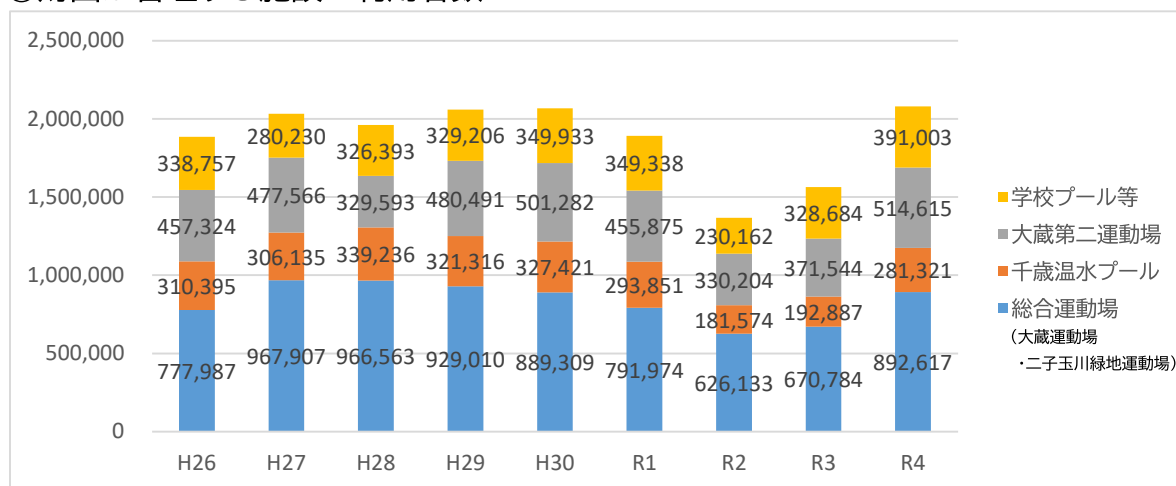


*施設活性化事業・・・施設の特徴を最大限活かした多様なプログラムを提供することにより、健康増進、体力向上を図り、広くスポーツ・レクリエーションを振興普及するとともに、施設の利用促進、活性化を図ることを目的とした事業

③各種スポーツイベントの事業種別ごとの参加者数



④財団が管理する施設の利用者数



⑤財団が連携する関係団体等【令和6年1月時点】

賛助会員（スポーツ・レクリエーション団体）	49 団体 29,000人
スポーツ推進委員	48人
総合型地域スポーツ・文化クラブ	9クラブ
スポ・レクネット登録者（スポーツ及びレクリエーションの指導者）	119人
ゆにすぽサポーター（ユニバーサルスポーツイベント等のボランティア）	64人

⑥地域団体と連携した事業及び取り組み数【令和5年度実績】

世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域
4	6	6	15	1

[事例] 地区まつり実行委員会と連携したイベント運営、医療機関と連携した事業運営、身近なまちづくり推進協議会と連携したボランティア活動、あんしんすこやかセンターと連携した高齢者対象事業の実施 等

第3章 本計画の基本的な考え方

1. 基本理念について

スポーツで 元気あふれる 世田谷

～「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」～

スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであるとともに、健康で活力に満ちた生活には不可欠なものです。また、スポーツには身近な地域で人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成していくなど、今日的な課題を解決していく力があります。

人や地域がスポーツによって元気あふれることを目標とし、『スポーツで元気あふれる世田谷(～「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」～)』を本計画の基本理念として掲げます。

この基本理念は、世田谷区スポーツ推進計画の基本理念と同じものとしています。引き続き、世田谷区スポーツ推進計画と本計画は車の両輪として、区と財団は政策連動しながら、計画に沿った事業の展開を図っていきます。

- 生涯スポーツ社会の実現は、これまでと同様に世田谷区における政策の軸の一つであり、生涯スポーツ以外にも領域を広げ、スポーツを様々な課題に対する解決の手段として捉えます。
- ライフスタイルが多様化している中、スポーツに「親しみ、楽しむ」をより時代に合わせて進化させていくことで、生活の質や満足度の向上など、新たな価値を見出していきます。
- 通勤や通学、家事、子育てなどの日常生活の中で身体を動かすことや、文化活動に付随して身体を動かすことなど、ちょっとした運動も生活をより豊かにする機会として着目していきます。

2. 基本目標について

◆本計画では、3つの大きな視点で目標を設定し、スポーツ活動を多角的に展開することで、区民のスポーツ活動やスポーツ実施率の向上を目指し、実現していきます。

【目標1】スポーツによる地域の活性化

スポーツにより地域を活性化するためには、区民が身近な地域でスポーツに参加する気運を醸成し、参加する区民間の交流を推進することが大切です。中学校の部活動地域移行の支援なども含め地域の実情に沿った施策の展開や地域スポーツを支える人材の発掘・育成を図るため、行政関係機関、地域、大学、スポーツ・レクリエーション関係団体等が連携・協働できるように取り組みます。

【目標2】ライフステージに応じたスポーツの推進

幼児から高齢者まで年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、スポーツを行うことができるようにするとともに、ライフステージや多様なライフスタイルに応じたスポーツ事業を展開していく必要があります。スポーツや運動を習慣化するための環境づくり、親子や多世代で参加できるイベントの実施など、だれもが身近な地域でスポーツに参加できる機会の拡充に向け、地域との連携を密にしながら、広報・広聴活動を充実するなどして取り組みます。

【目標3】安全・安心で快適なスポーツ施設の運営

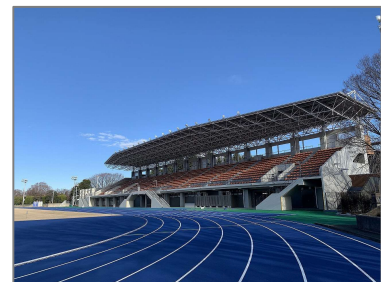
スポーツ施設には、区民がスポーツに親しめる場としての安全性・快適性の確保、質の高い管理や事故への備え、ユニバーサルデザインの推進など、多様な利用者に配慮した運営が求められています。また、災害時は避難所等として機能するため、災害対策や防災機能の強化は極めて重要であり、行政と連動した訓練を実施するなど危機管理体制の強化を図っていきます。さらに、財団が管理運営する施設等において施設を拠点とした地域の活性化を図るとともに、地域活動への参画・協働など、地域に根差した施設運営を展開していきます。



地域団体と連携した取り組み



子どもを対象とした事業



総合運動場陸上競技場

3. 成果指標について

本計画の成果指標として、区のスポーツ推進計画における成果指標 7 項目(1)～(7)と、財団独自の成果指標 1 項目(8)を合わせた以下の8項目を設定します。

この 8 項目については、区が区民を対象として実施する「世田谷区民意識調査」等と、財団における事業や施設利用実績を基にして施策の成果・状況を把握して評価します。

なお、区の成果指標である 7 項目は区の目標値に対する評価を参考にするものとし、財団独自の成果指標 1 項目については、各年度当初に財団が独自に設定した目標値*に基づいて毎年評価を行います。

(1) スポーツが生活の質の向上に役立っていると感じる区民の割合

(2) 週1回以上スポーツをする区民の割合

(3) 1 年間にスポーツを観戦した区民の割合

(4) ユニバーサルスポーツに関心を持つ区民の割合

(5) スポーツを通じて新たな交流が生まれていると感じる区民の割合

(6) 1 年間にスポーツを支える活動を行った区民の割合

(7) スポーツが地域の活性化に役立っていると思う区民の割合

(8) 当財団における事業参加者及び施設利用者の増加割合

*財団では、年度ごとに事業の実施結果を検証・評価しており、翌年度以降の事業目標値を設定したうえで、財団の運営方針や組織目標に反映させています。

第4章 本計画における施策（令和6年度～9年度）

I スポーツによる地域の活性化

I-1 地域や区内大学等との連携・協働

スポーツによる地域の活性化を図るため、関係行政機関や様々な地域組織、民間団体、企業、トップアスリートと連携・協働し、身近な地域で誰もが参加できる事業を展開するとともに、地域イベントへの事業協力など、スポーツに参加する気運を醸成し区民の交流を推進できるよう取り組みます。

事業内容			
①まちづくりセンターやあんしんすこやかセンターなど関係行政機関、学校、町会・自治会、商店街、福祉・医療関係機関等との連携・協働 ②トップアスリートとの連携・協働 ③大学、民間企業等との連携・協働			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①地域イベントへの参加や財団事業の地域展開の拡充 ②トップアスリートと連携した事業の拡充 ③大学・民間企業等とのタイアップ事業の検討	①地域イベントへの参加や財団事業の地域展開の拡充 ②トップアスリートと連携した事業の拡充 ③大学・民間企業等とのタイアップ事業の検討・実施	①地域イベントへの参加や財団事業の地域展開の拡充 ②トップアスリートと連携した事業の拡充 ③大学・民間企業等とのタイアップ事業の実施	①地域イベントへの参加や財団事業の地域展開の拡充 ②トップアスリートと連携した事業の拡充 ③大学・民間企業等とのタイアップ事業の実施



地域イベントへの事業協力



トップアスリートとの
連携事業



民間企業との連携事業

I-2 中学校部活動の地域連携・地域移行の推進

中学校部活動の地域移行に貢献するために、教育委員会及び総合型地域スポーツ・文化クラブなど地域のスポーツ団体と連携して、競技力の向上や交流等を推進するトライアル事業の拡充や指導者の人材育成などにより、中学生が継続してスポーツに親しむことができる機会を確保できるように取り組みます。

事業内容			
①中学校部活動の円滑な地域移行支援 ②地域のスポーツ団体と連携した中学校部活動の活動支援			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①中学校部活動支援事業の検証・拡充 ②地域のスポーツ団体と連携した活動支援の検討	①中学校部活動支援事業の検証・拡充 ②地域のスポーツ団体と連携した活動支援の実施	①中学校部活動支援事業の検証・拡充 ②地域のスポーツ団体と連携した活動支援の実施	①中学校部活動支援事業の検証・拡充 ②地域のスポーツ団体と連携した活動支援の実施



区立中学校部活動地域移行の
トライアル事業(ソフトテニス)



区立中学校部活動地域移行の
トライアル事業(陸上競技)

I-3 「支える」人材の発掘・育成と活用

スポーツ・レクリエーション指導者やスポーツボランティア、更にはユニバーサルスポーツを支える人材の発掘・育成と活用に取り組めます。指導者・ボランティアの登録制度「スポ・レクネット」や「ゆにすぽサポーター」を有機的に連携させ、賛助会員や大学、地域住民等に働きかけ人材確保策を強化します。育成と活用では、中央競技団体の指導者講習等を補完し、世代に応じた指導法や安全対策などの講習を行うとともに、財団事業や学校部活動、区内イベント等に積極的な活用を図っていきます。

事業内容			
①スポーツ・レクリエーション指導者・ボランティアの発掘 ②スポーツ・レクリエーション指導者・ボランティアの育成と活用			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①賛助会員や大学、地域組織などとの連携・協力による人材発掘・体制の整備 ②指導者・ボランティア等の研修や活用制度の見直し	①賛助会員や大学、地域組織などとの連携・協力による人材発掘・体制の運用 ②指導者・ボランティア等の研修や活用制度の運用	①賛助会員や大学、地域組織などとの連携・協力による人材発掘・体制の運用 ②指導者・ボランティア等の研修や活用制度の運用	①賛助会員や大学、地域組織などとの連携・協力による人材発掘・体制の運用 ②指導者・ボランティア等の研修や活用制度の運用



スポ・レクネット登録者対象の講習会



ゆにすぽサポーター対象の講習会

I-4 スポーツ・レクリエーション関係団体等との連携

財団は、世田谷区の体育協会及びレクリエーション連盟としての機能を有しています。区内でスポーツ・レクリエーション団体として活動する賛助会員(49団体)とは、ジュニア育成地域推進事業や区民体育大会をはじめ、様々な財団主催事業の運営に協力を得ており、賛助会員との連携・協働は大変重要です。区民の多様なニーズに沿った質の高いスポーツ・レクリエーション事業を展開するため、賛助会員との相互協力体制のさらなる強化を図ります。

また、地域の特性に合わせた取り組みを展開している総合型地域スポーツ・文化クラブや、地域スポーツのコーディネーターであるスポーツ推進委員と連携した施策に取り組めます。

さらには、スポーツ関係機関や区内の外郭団体、他の自治体などとの連携により、好事例の発掘や財団組織の成長につなげます。

事業内容			
①賛助会員との連携や協力体制の強化			
②総合型地域スポーツ・文化クラブとの連携			
③スポーツ推進委員との連携			
④スポーツ関係機関や区内外郭団体、他の自治体との連携			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①賛助会員との連携強化策の検討	①賛助会員との連携強化策の実施	①賛助会員との連携強化策の実施	①賛助会員との連携強化策の実施
②各クラブとの連携事業の検討	②各クラブとの連携事業の実施	②各クラブとの連携事業の実施	②各クラブとの連携事業の実施
③スポーツ推進委員と連携した事業の実施	③スポーツ推進委員と連携した事業の実施	③スポーツ推進委員と連携した事業の実施	③スポーツ推進委員と連携した事業の実施
④各種関係機関と連携した事業の実施	④各種関係機関と連携した事業の実施	④各種関係機関と連携した事業の実施	④各種関係機関と連携した事業の実施

Ⅱ ライフステージに応じたスポーツの推進

Ⅱ-1 子どものスポーツ活動の推進

子どものスポーツ活動は、心身の健全な発育並びに健康及び体力の保持増進に欠かせないものです。スポーツをしない子や得意でない子でも気軽に参加できる事業を身近な地域で実施していくとともに、トップアスリート等と連携した体力・基礎運動能力の向上にむけた事業を充実させることにより、一人ひとりの得意分野の発見や更なる能力向上に繋げていくなど、定期的なスポーツ・運動への参加を促します。

事業内容			
①子どもの体力・基礎運動能力向上事業の推進 ②スポーツ格差や体力の二極化の解消に向けた取り組み			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①ジュニアアカデミー &カレッジ等の実施 種目拡充及び地域 展開の検討 ②誰もがスポーツに親 しめる教室の地域展 開に向けた検討	①ジュニアアカデミー &カレッジ等の実施 種目拡充及び地域 展開の検討・実施 ②誰もがスポーツに親 しめる教室の地域 展開の実施	①ジュニアアカデミー &カレッジ等の地域 展開の実施 ②誰もがスポーツに親 しめる教室の地域 展開の実施	①ジュニアアカデミー &カレッジ等の地域 展開の実施 ②誰もがスポーツに親 しめる教室の地域展 開の実施



子どもの定期的なスポーツ活動への参加を促すための各種事業

Ⅱ-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進

世田谷区の区民意識調査(令和4年度)の結果では、区全体のスポーツ実施率(週1回以上の運動・スポーツを実施している割合)48.2%に対し、成人・子育て世代は全体より低い実施率となっています。

このような状況から、開催日時や場所を工夫しつつ、流行を取入れた事業企画や関心・ニーズに応じ様々なスポーツに親しむ機会を増やし、身近に採り入れられるスポーツの浸透や理解を促進します。

また、トップアスリートや大学指導者等の指導により、自分にあったレベルアップを目的とした事業や、日頃の成果を発揮できる事業・大会等の充実に取り組みます。

事業内容			
①成人の体力向上及び健康増進事業の推進			
②親子参加型スポーツ事業の推進			
③トップアスリートや大学指導者等から指導を受けられる事業の推進			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①開催日時等を工夫した新たな成人対象事業の検討	①開催日時等を工夫した成人対象事業の実施	①開催日時等を工夫した成人対象事業の実施	①開催日時等を工夫した成人対象事業の実施
②子育て世代が気軽に参加できる親子参加型事業の地域展開に向けた検討	②子育て世代が気軽に参加できる親子参加型事業の検討・実施	②子育て世代が気軽に参加できる親子参加型事業の実施	②子育て世代が気軽に参加できる親子参加型事業の実施
③競技力向上を目的とした事業の拡充	③競技力向上を目的とした事業の実施	③競技力向上を目的とした事業の実施	③競技力向上を目的とした事業の実施



成人女性対象のフットサル事業



著名トレーナーによるランニングクリニック

Ⅱ-3 高齢者の生きがい・健康づくりに向けたスポーツ活動の推進

高齢者の健康寿命の延伸や孤立・孤独の防止を図り、高齢者がいきいきと健康的に生活することができるように、健康増進や体力維持を目的とした、高齢者が参加しやすい事業を身近な地域で実施します。

事業内容			
①高齢者の健康増進や体力維持事業の推進 ②シニアスポーツ・プログラム事業の推進と拡充			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①高齢者が体を動かしながら生きがいや居場所づくりとなる事業の拡充 ②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の拡充	①高齢者が体を動かしながら生きがいや居場所づくりとなる事業の拡充 ②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の実施	①高齢者が体を動かしながら生きがいや居場所づくりとなる事業の拡充 ②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の実施	①高齢者が体を動かしながら生きがいや居場所づくりとなる事業の拡充 ②賛助会員や地域・スポーツ団体等と連携したシニア世代向け事業の実施



元気なシルバーいきいきトレーニング



早朝のラジオ体操事業

Ⅱ-4 障害者のスポーツ活動の推進

東京 2020 大会以降、「パラスポーツ」は広く世間に認知されることとなりましたが、障害者自身が取り組むスポーツ活動については、「する」「みる」「ささえる」が十分に整備されていない部分も多くあります。

障害者が身近な地域で生涯にわたってスポーツ活動に親しむことができるように、障害者スポーツの理解促進・普及啓発事業を推進するとともに、支える人材の発掘・育成や身近な場所でスポーツに親しめる環境の整備等に取り組みます。

事業内容			
①障害者スポーツ(パラスポーツ)の理解促進・普及啓発事業の推進			
②障害者スポーツ(パラスポーツ)の指導者やボランティアの確保、育成及び活用			
③障害者が身近でスポーツをする場の確保			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①パラスポーツ理解促進事業の実施	①パラスポーツ理解促進事業の実施	①パラスポーツ理解促進事業の実施	①パラスポーツ理解促進事業の実施
②ゆにすぽサポーターの活用及び研修の実施	②ゆにすぽサポーターの活用及び研修の実施	②ゆにすぽサポーターの活用及び研修の実施	②ゆにすぽサポーターの活用及び研修の実施
③-1 講師派遣事業の実施	③-1 講師派遣事業の実施	③-1 講師派遣事業の実施	③-1 講師派遣事業の実施
③-2 地域施設でのパラスポーツ事業の実施	③-2 地域施設でのパラスポーツ事業の実施	③-2 地域施設でのパラスポーツ事業の実施	③-2 地域施設でのパラスポーツ事業の実施



パラスポーツ体験事業



ゆにすぽサポーター対象の講習会



ボッチャ世田谷カップ

Ⅱ-5 多様なライフスタイルに応じた事業の推進

多様なライフスタイルに応じたスポーツに対するアプローチや、スポーツ体験の機会を創出するため、気軽にスポーツを楽しむ・触れることができる事業を推進します。

これまでスポーツに親しんでいなかった層に向けては、スポーツと他分野を融合した事業を充実させ、スポーツ参加を促進します。

また、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標 SDGsの目標達成に向けた取り組みを推進します。

事業内容			
①みるスポーツ事業の推進			
②他分野と融合したスポーツ事業の展開			
③スポーツによる SDGs や社会貢献活動への取り組み			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①みるスポーツ事業の実施	①みるスポーツ事業の実施	①みるスポーツ事業の実施	①みるスポーツ事業の実施
②他分野とスポーツを融合する事業の拡充	②他分野とスポーツを融合する事業の拡充	②他分野とスポーツを融合する事業の拡充	②他分野とスポーツを融合する事業の拡充
③各種事業で SDGs や社会貢献活動への取り組み実施	③各種事業で SDGs や社会貢献活動への取り組み実施	③各種事業で SDGs や社会貢献活動への取り組み実施	③各種事業で SDGs や社会貢献活動への取り組み実施



スポーツ観戦デー



健康マージャン×軽運動



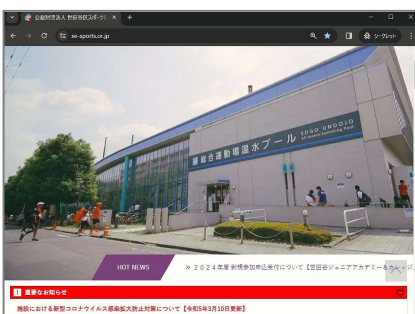
SUP クルーズ&クリーンアップ
スポーツ×SDGs

Ⅱ-6 戦略的な広報・広聴活動の推進

財団のホームページ、紙媒体、SNS等の多様な広報ツールの特徴を効果的に組み合わせた情報発信に取り組み、誰にもわかりやすく、伝わりやすいスポーツ・レクリエーション関連事業の広報活動を展開します。

また、事業参加者へのWebアンケートをはじめ、各施設に設置したご意見箱や利用者満足度調査など、様々な広聴手法を通じて区民の意見やニーズを的確に把握し、各種事業及び施設運営に反映していきます。

事業内容			
①事業の魅力伝達やマーケティング活動に有効な広報活動の展開			
②多様な区民ニーズや区民の声を反映した事業活動の推進			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①効率的かつ効果的で、誰にもわかりやすい広報活動の充実	①効率的かつ効果的で、誰にもわかりやすい広報活動の充実	①効率的かつ効果的で、誰にもわかりやすい広報活動の充実	①効率的かつ効果的で、誰にもわかりやすい広報活動の充実
②広聴機能を有効活用した事業活動の充実	②広聴機能を有効活用した事業活動の充実	②広聴機能を有効活用した事業活動の充実	②広聴機能を有効活用した事業活動の充実



発信・収集する情報に合わせた手法による広報・広聴活動



各施設に設置しているご意見箱

Ⅱ-7 地域への事業展開の推進

財団ではこれまで、管理・運営している総合運動場・大蔵第二運動場や千歳温水プールなどを中心に各種事業を展開してきました。今後は財団の管理・運営施設に加え、様々な公共施設等の活用や新たな協力・連携先の確保に努め、区内全域にスポーツ参加の機会を提供できるよう取り組みます。

また、これまでの財団事業の実績や地域特性、ニーズを踏まえ、魅力的なプログラムを各地域に展開します。

事業内容			
①スポーツ施設等を拠点とした区内全域への事業展開			
②モデル事業の創出と事業の地域展開			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①-1 財団管理施設での事業の充実	①-1 財団管理施設での事業の充実	①-1 財団管理施設での事業の充実	①-1 財団管理施設での事業の充実
①-2 区集会施設などでの各種教室の拡充	①-2 区集会施設などでの各種教室の拡充	①-2 区集会施設などでの各種教室の拡充	①-2 区集会施設などでの各種教室の拡充
②地域特性やニーズを踏まえたモデル事業の検討	②地域特性やニーズを踏まえたモデル事業の実施、地域展開の検討	②地域特性やニーズを踏まえたモデル事業の実施、地域展開の実施	②地域特性やニーズを踏まえたモデル事業の実施、地域展開の実施



区内全域でのスポーツ参加の機会提供に向け実施している各種事業

Ⅲ 安全・安心で快適なスポーツ施設の運営

Ⅲ-1 災害に強く安全性の高い施設づくり

財団が管理・運営する公共スポーツ施設や学校開放施設は、区民の健康維持・増進など生活に欠かせない貴重な財産であり、いつでも区民が安心して利用できるような高い安全性と信頼性が必要です。施設の建物や設備機器・備品類を安全な状態に保ち、事故が起きた際には適切な処置や対応が出来るよう、安全管理や危機管理の体制を万全な状態に維持します。

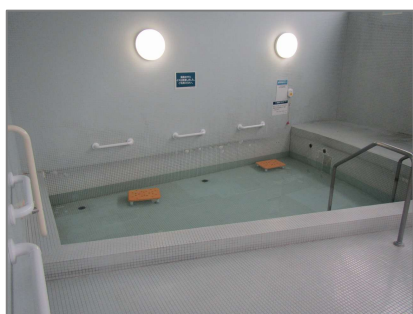
また、大地震や水害等の自然災害の備えとして、災害備蓄品や救援物資を充実させ、災害発生時には迅速に避難者や帰宅困難者への対応ができるように、区と連携した訓練を実施するなど危機管理体制の充実と強化を図ります。

事業内容			
①安全管理・危機管理体制の充実・強化			
②大規模災害に備えた施設運営			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①-1 施設の安全点 検・整備体制の充 実	①-1 施設の安全点 検・整備体制の充 実	①-1 施設の安全点 検・整備体制の充 実	①-1 施設の安全点 検・整備体制の充 実
①-2 様々な事故事例 を基にした教育と 訓練の充実	①-2 様々な事故事例 を基にした教育と 訓練の充実	①-2 様々な事故事例 を基にした教育と 訓練の充実	①-2 様々な事故事例 を基にした教育と 訓練の充実
②-1 区との連携によ る災害を想定した 訓練の実施と災 害備蓄品等の充 実	②-1 区との連携によ る災害を想定した 訓練の実施と災 害備蓄品等の充 実	②-1 区との連携によ る災害を想定した 訓練の検証と災 害備蓄品等の充 実	②-1 区との連携によ る災害を想定した 訓練の実施と災 害備蓄品等の充 実
②-2 業務継続計画 (BCP)の検討	②-2 業務継続計画 (BCP)の策定	②-2 業務継続計画 (BCP)の運用	②-2 業務継続計画 (BCP)の運用

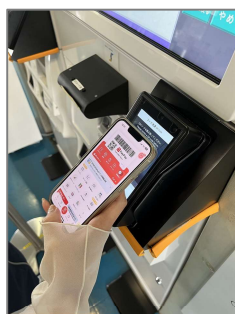
Ⅲ-2 快適な施設利用の推進

公共スポーツ施設や学校開放施設において、住民の誰もが気軽に安心してスポーツに親しむことが出来るよう取り組むとともに、さまざまな障害特性にも配慮したハード・ソフト両面のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進します。DX 推進による施設の利便性向上、SDGsや社会貢献など、時代のニーズに沿った施設運営を行います。

事業内容			
①施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進			
②DX活用等による利用者サービスの向上			
③施設を主体としたSDGs等、環境に配慮した取り組み			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①区と連携したバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の充実	①区と連携したバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の充実	①区と連携したバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の充実	①区と連携したバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の充実
②DX推進による施設の利便性向上策の充実	②DX推進による施設の利便性向上策の充実	②DX推進による施設の利便性向上策の充実	②DX推進による施設の利便性向上策の充実
③施設でのSDGsや社会貢献活動の実施	③施設でのSDGsや社会貢献活動の実施	③施設でのSDGsや社会貢献活動の実施	③施設でのSDGsや社会貢献活動の実施



浴場の手すり設置



キャッシュレス決済導入



フードドライブの実施

Ⅲ-3 地域に貢献する施設運営

公共施設は、地域コミュニティの活動拠点として地域に根差し、住民によって最大限活用されていく必要があります。施設を拠点として地域と連携し、広範囲にスポーツ事業やイベントを展開しながら地域の様々な活動にも積極的に参加し協働することで、地域全域を活性化します。

事業内容			
①施設を拠点とした地域の活性化の促進			
②各種地域活動への参画・協働			
年次別計画			
令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
①施設を拠点とした地域と連携したスポーツ事業やイベント拡充	①施設を拠点とした地域と連携したスポーツ事業やイベントの実施	①施設を拠点とした地域と連携したスポーツ事業やイベントの実施	①施設を拠点とした地域と連携したスポーツ事業やイベントの実施
②-1 まちづくりセンターや町会・自治会・商店街等と連携・協力した事業の拡充	②-1 まちづくりセンターや町会・自治会・商店街等と連携・協力した事業の実施	②-1 まちづくりセンターや町会・自治会・商店街等と連携・協力した事業の実施	②-1 まちづくりセンターや町会・自治会・商店街等と連携・協力した事業の実施
②-2 地域活動・ボランティア活動への参加・協力の実施	②-2 地域活動・ボランティア活動への参加・協力の実施	②-2 地域活動・ボランティア活動への参加・協力の実施	②-2 地域活動・ボランティア活動への参加・協力の実施



地域イベントとの連携



あんしんすこやかセンターとの連携事業

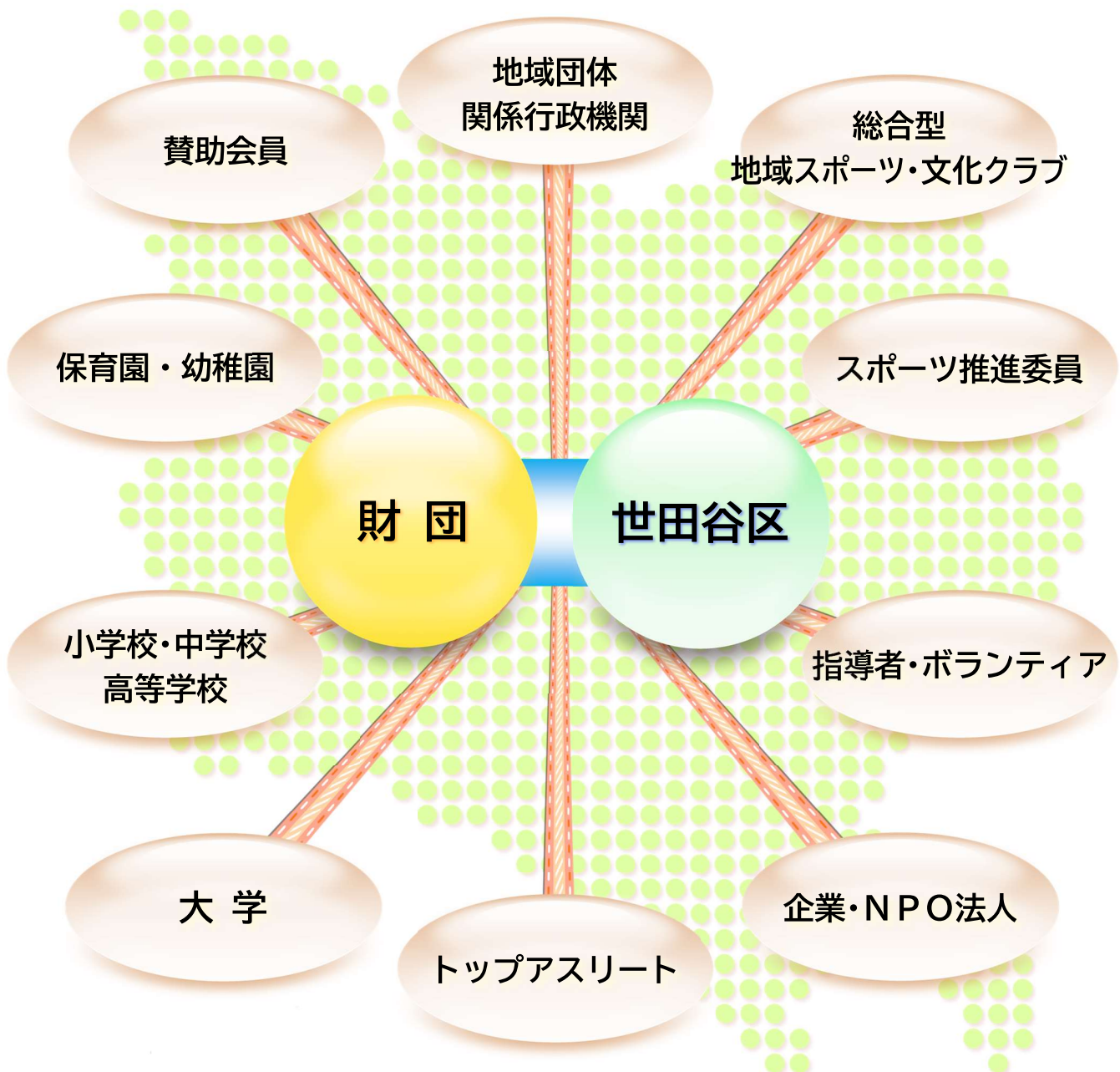


ボランティア活動への参加

第5章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、賛助会員やスポーツ推進委員をはじめとして、総合型地域スポーツ・文化クラブ、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター等の関係行政機関、町会・自治会、商店街、福祉・医療機関等の地域団体、企業、NPO法人、学校、指導者、ボランティア、トップアスリートなど、地域のさまざまな団体等と協働し、「生涯スポーツ社会の実現」を目指します。

区民が、「いつでも」・「どこでも」・「だれでも」・「いつまでも」身近なところでスポーツに親しむことができる『生涯スポーツ社会』の実現



世田谷区スポーツビジョン

《令和6年度～13年度》

令和6年3月 発行

公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団

〒157-0074 東京都世田谷区大蔵4-6-1

TEL 03(3417)2811

FAX 03(3417)2813

URL:<https://www.se-sports.or.jp/>

